

自動車契約者割引について

あいおい損保の自動車保険にご加入のお客様は、

家庭総合保険の保険料を **5%割引** いたします。

ご契約者が同一の場合に5%割引が適用されます。ローン、リース会社を契約者とする包括の自動車保険の場合、記名被保険者を契約者と読替えて5%割引が適用されます。

ご契約時に、家庭総合保険とご契約者が同一である弊社の自動車保険にご加入いただいている場合には、その旨をお申し出ください。

自動車保険と家庭総合保険のご契約期間をそろえていただくと

家庭総合保険の保険料を **10%割引** いたします。

ご契約期間が1年間で、ご契約者、ご契約期間の開始日と終了日および代理店・扱者が同一の場合に10%割引が適用されます。



長期契約について

保険期間が2年以上の長期契約の場合のおトク

長期年払でご契約の場合 一般の年払契約に比べて2年契約で約5%、3年以上の契約では約10%保険料がお得。(当社比)

長期契約の保険料を一括でお支払いいただくことも可能です。

長期分割払でご契約の場合 一般の分割払契約に比べて2年契約で約5%、3年以上の契約では約10%保険料がお得。(当社比)

注意

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。

保険料お支払の際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(団体扱など特定の特約をセットした場合を除きます)。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

< 保険会社破綻時の取扱い > 引受保険会社が経営破綻した場合など業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。家庭総合保険は、保険契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下である法人をいいます)またはマンション管理組合である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故に係る保険金は100%補償されます。

家計地震保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金は100%、解約返れい金等は全額補償されます。

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等、公的融資に関わる建物は、この保険のご契約ができない場合がありますので、お申し出ください。

< 万一、事故が発生した場合の手続き > 万一事故が発生した場合は、ただちに代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡が遅れますと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

< ご契約後にご注意いただきたいこと > ご住所を変更するとき、他の保険契約・共済契約を締結するとき、建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき、建物の構造または用途を変更するとき、家財など引越し等により他の場所に移転するときなど、ご契約内容に変更が生じる場合は、事前に代理店・扱者または弊社にご連絡ください。

<p>サービスとご加入の保険に関するお問い合わせは</p> <p>あいおい 0120-101101 (携帯・PHS OK)</p> <p>おかけ間違いにご注意ください。ガイダンスに従ってご利用の番号をプッシュしてください。ご利用により受付日・時間が異なります。</p> <p>安心ドリームサービス</p> <p>メディカル&ヘルスケア 快適ライフ ハウスケア カーライフ 平日AM9:00 - PM7:00 土・日・祝日AM9:00 - PM5:00(12/31 - 1/3を除く) サービス内容によりご利用日・時間が異なります。上記サービスは予告なく変更・中止する場合がございます。</p> <p>ご契約に関するサービス (あいおい損害保険カスタマーサービスセンター)</p> <p>商品・ご契約内容のお問い合わせ 平日AM9:00 - PM5:00(土・日・祝日および12/30 - 1/4を除く) 法人・団体を対象とした契約や事故の有無に関するお問い合わせ等は受付の対象外となる場合もございます。</p>	<p>お客様に安心をお届けします</p> <p>IOI 倶楽部</p> <p>あいおい損保</p>	<p>事故・故障、住まいのトラブルは</p> <p>24時間 0120-024024 (携帯・PHS OK)</p> <p>おかけ間違いにご注意ください。365日・24時間受付</p> <p>万一事故の際は、上記まで直ちにご連絡ください。専門の係員が事故受付をさせていただきます。レッカー現場急行のご手配 住まいの現場急行サービス 故障時緊急修理のご手配</p> <p>住まいの現場急行サービス以外は、業者手配サービスのみとなり、費用はお客様負担(有料)となります。IOI倶楽部とは、弊社が業務提携した(株)安心ダイヤルを通じてご提供させていただくサービスの総称をいいます。</p>
---	---	---

あいおい損害保険株式会社
 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL:03-5424-0101(大代表)
 ホームページアドレス http://www.ioi-sonpo.co.jp/

(お問い合わせは)

契約取扱者が代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の発行、ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)等の業務を行っております。



あいおい損保

2007年10月以降保険始期用

あなたに「ちょうどいい」が見つかります

家庭総合保険

選べる3コース ワイド ベーシック エコノミー



総合案内パンフレット

うれしい割引制度で 保険料がお得!! あいおい損保の自動車保険にご加入の場合は 保険料を10%または5%OFF! 詳しくは裏表紙をご覧ください。

家庭総合保険の商品内容

家庭総合保険では、火災リスクをはじめ、風災・水災などの自然災害リスク、盗難・事故による水ぬれなどの日常生活リスクまで、大切な建物や家財の損害などを補償することができます。また、事故にまつわる各種費用の補償や、賠償責任補償・事故によるケガの補償(オプション)など、家庭をとりまくリスクをまとめて補償することができる総合型の火災保険です。

こんな場合にお役に立ちます(保険金支払基準が新価、ワイドプラン、建物ご契約金額2,000万円・家財ご契約金額1,000万円でご加入の事例)

下記内容は例示であり、実際に事故が発生した場合における、お支払いの対象となる事故に該当するかの判断、お支払いする保険金の額は、普通保険約款およびセットされる特約によります。

ケース1

放火により、建物・家財が全焼してしまった!

建物・家財の損害	3,000万円
焼け跡の整理費用 (事故発生時諸費用保険金)	300万円
仮住まいの賃借費用() (災害緊急費用保険金)	50万円
特別費用保険金	200万円
計	3,550万円

実際に仮住まいの賃借費用として支出した場合

ケース2

台風により屋根と窓ガラスが破損してしまった!

建物の損害	100万円
後片付けの費用 (事故発生時諸費用保険金)	30万円
計	130万円

ケース3

泥棒により玄関扉を壊され、家財が盗難にあった!

家財の損害	50万円
玄関扉の修理費用	10万円
後片付けの費用 (事故発生時諸費用保険金)	18万円
計	78万円

(注)エコノミープランでは盗難による損害は補償されません。

ケース4

豪雨によるこもり水により、建物が水浸しになってしまった!

建物の損害(水害保険金)	300万円
後片付けの費用 (事故発生時諸費用保険金)	90万円
計	390万円

建物に400万円(再調達価額2,000万円の20%)の損害が発生した場合でも、お支払いする水害保険金は300万円となります。詳しくは15ページをご覧ください。
(注)エコノミープランでは水災による損害は補償されません。

おすすめする主な特約

(所定の特約保険料が必要となります)

「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、P17~21をご参照ください。

建物や家財に関するおすすめ特約



【類焼損害等担保特約】

自宅から発生した火災等により近隣住宅に生じた類焼損害やケガにまつわるお見舞い費用を補償します。住宅以外の近隣の店舗・ビル等が被災した類焼損害を補償する【拡張類焼損害担保特約()】もご用意しております。類焼損害等担保特約とセットでご契約いただけます。

【携行品損害担保特約】(家財をご契約の場合にセットできます)

不測かつ突発的な事故で、自宅敷地外で携行する被保険者が所有する身の回り品に損害が生じた場合に補償します。



【バルコニー等共用部分修理費用担保特約】(マンション用)

バルコニーや玄関扉等、マンションの共用部分に生じた損害の修復費用(管理組合の規約にもとづき、被保険者が負担した修理費用)を補償します。

【建替え費用担保特約】(保険金支払基準が新価で、かつ保険の対象に建物が含まれている場合にセットできます) (戸建向け)

火災等の事故で全損にならなかったが建物の損害割合が70%以上100%未満となった場合、建物を取りこわして建替える費用を補償します。

賠償責任や費用に関するおすすめ特約



【個人賠償責任担保特約】

国内外での日常生活における様々な法律上の損害賠償責任を補償します。

【法律相談費用担保特約】

被害事故にあり、その被害について弁護士への法律相談にかかった費用を補償します。



【傷害見舞費用担保特約】

ご自宅を訪問された方がご自宅敷地内において偶然な事故でケガをして5日以上入院した時などに、見舞費用を補償します。

【受託物賠償責任担保特約】

国内で他人から借りた物に対する法律上の損害賠償責任を補償します。

【弁護士費用等担保特約】

交通事故の被害にあり、損害賠償請求を弁護士に委任した場合などに負担する弁護士費用等を補償します。

ケガに関するおすすめ特約

【家族傷害担保特約+救援者費用等担保特約】と【交通傷害担保特約】をあわせてご契約することはできません。



【家族傷害担保特約+救援者費用等担保特約】(2つの特約はセットでご加入いただけます)

<家族傷害担保特約>ご家族の方が偶然な事故によりケガをされたり、死亡されたときに補償します。
<救援者費用等担保特約>外出先などで偶然な事故によるケガで14日以上入院したり、行方不明になってしまったなどの場合に、ご家族が現地に赴く交通費・宿泊費や捜索救助費用等を補償します。

【ホームヘルパー費用等担保特約】(家族傷害担保特約とセットでご加入いただけます)

事故によるケガで入院し、ホームヘルパーを雇い入れたときの費用を補償します。



【交通傷害担保特約】

交通事故等によりケガをされたり、死亡されたときに補償します。

賃貸住宅オーナー向けおすすめ特約



【施設賠償責任担保特約】

賃貸建物の管理等に起因し、オーナー様が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

【家賃担保特約】

火災等で賃貸建物が焼失した場合等、損害を受けた結果生じる家賃の損失を補償します。

【個人賠償責任担保特約+傷害見舞費用担保特約】

(個人賠償責任等包括契約に関する特約と2つの特約をセットでご加入いただけます)

入居者ご本人またはご家族の日常生活上の賠償事故や住宅内でケガを負った来客者に入居者が支払った見舞金について、各入居者を無記名でもれなく補償します。

賃貸住宅入居者向けおすすめ特約



【借家人賠償責任担保特約+修理費用担保特約】(2つの特約は原則セットでご加入いただけます)

<借家人賠償責任担保特約>失火など偶然な事故により、借戸室に損害を与え、家主に対しての法律上の損害賠償責任を負担した場合に補償します。
<修理費用担保特約>偶然な事故により、借戸室や建物が損害を被り、家主との契約に基づいて自己の費用で修理したときに補償します。

ゴルファー向けおすすめ特約



【ホールインワン・アルバトロス費用担保特約】

日本国内のゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワン等を達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品の購入費用等を補償します。

住まいの現場急行サービス

詳しくは14ページへ

家庭総合保険には、排水管のつまり等、すぐに来てほしい住まいのトラブルに無料でお応えする住まいの現場急行サービスがセットされます。

トラブルの際、現場にて30分程度の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。カギ代、部品代および30分程度の一時的な応急修理を超える修理費用はお客様負担(有料)となります。

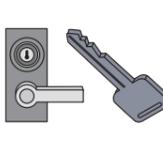
トイレのつまり



水まわりのトラブル



玄関のカギ開け



3つのプラン(ワイド・ベーシック・エコノミー)よりお選びください。

建物や家財および明記物件を補償の対象とするためには、建物・家財・明記物件それぞれにご契約金額(保険金額)を定めて、ご契約いただく必要があります。
 「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金の額」「保険金をお支払いできない主な場合」の詳細は、P15~21をご参照ください。

これだけ備えがあれば! ワイドプラン

やっぱり心配、いざという時! ベーシックプラン

エコノミープラン

失火やもらい火による

火災



落雷



ガス爆発などの
破裂・爆発



ガラスや屋根の損害など
風災・ひょう災・雪災
(20万円以上の損害の場合)



泥棒に建物や家財を壊されたなど
**盗難、盗難による
き損・汚損**



建物外部からの
**物体の落下・
飛来・衝突等**



騒ぎよう・労働争議に伴う
暴力・破壊行為



別宅にある家財が
火災等により損壊した
別宅家財の損害
(家財をご契約の場合)



給・排水設備の事故等による
水ぬれ



台風・豪雨・土砂崩れ等による
水災()



一時的に持ち出した家財が、
火災等により損壊した
持ち出し家財の損害
(家財をご契約の場合)



一時的に持ち出した家財が、
日本国内の建物内にある場合に補償します。

転んだときに自宅の壁や家財をこわしてしまったなど、破損・汚損事故などの
不測かつ突発的な事故による損害
(家財の損害の場合、自己負担額3,000円)



台風・豪雨・土砂崩れ等による
水災()

最大で損害額の**100%**を補償



ご契約の家財を収容する建物から転居する際の
引越中家財の損害(家財をご契約の場合)



賠償事故示談代行サービス

個人賠償責任担保特約・受託物賠償責任担保特約・借家人賠償責任担保特約等の賠償責任事故発生時に示談の代行サービスのご利用が可能となります。
被保険者が個人の場合に限ります。



ワイドプラン専用のおすすめ特約

所定の特約保険料が必要となります。
また保険金支払い基準を時価としたご契約にはセットできません。

風災等による損害が20万円未満の場合でも、保険金をお支払いします

【風災等支払方法変更特約(免責金額型)】

特約をセットした場合は、損害額が20万円未満の場合でも、損害額から自己負担額(3万円または0円)を差し引いてお支払いします。自己負担額は、3万円または0円のいずれかをお選びください。

【お支払いする保険金の額】	
特約をセットした場合	損害額 - 自己負担額
特約をセットしない場合	損害額(損害額が20万円以上となった場合)

水災による損害割合が30%未満の場合でも、
実際の損害額をお支払いします

【水害保険金実損払特約】

特約をセットした場合は、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害で、損害割合()が30%未満の場合でも、実際の損害額をお支払いします

損害割合: 損害額の再調達価額(同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額)に対する割合

【お支払いする保険金の額】		
損害割合	30%以上	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水による損害 15%以上-30%未満の場合 15%未満の場合
特約をセットした場合	損害額	
特約をセットしない場合	損害額	ご契約金額×15% (300万円限度) ご契約金額×5% (100万円限度)

マンションの戸室建物またはその収容家財を保険の目的とするご契約(構造級別がM構造に該当するご契約)で、中高層階の戸室にお住まいの場合などは、水災の補償を対象外とすることもできます(「水害保険金不担保特約」をセットした場合)。

ワイドプラン・ベーシックプラン・エコノミープラン共通の補償です(エコノミープランで屋外設備のみを対象とした契約など、保険の目的に建物・家財を含まない場合、ドアロック交換費用・水道管修理費用・特別費用は補償対象外となります。)



事故発生時諸費用(1) 災害緊急費用
事故が発生した時の臨時費用や残存物取片づけ費用、失火見舞費用をお支払いします。



災害緊急費用
火災、落雷、破裂・爆発の事故が発生した際、仮住まいの賃貸費用・建物の仮修理費用等、復旧のために支出した費用をお支払いします



ドアロック交換費用
カギが盗難にあった場合、ドアロックを交換するための費用をお支払いします。



水道管修理費用
凍結によって破損した水道管の修理費用をお支払いします。



地震火災費用
地震等による火災によって生じる臨時費用をお支払いします(地震保険とは異なります)



特別費用(2)
保険の目的が全損になった場合にお支払いします。



損害防止費用
火災、落雷、破裂・爆発の事故において、損害の防止・軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。

建物・家財の補償

事故にまつわる費用の補償

ワイドプラン・ベーシックプラン・エコノミープラン
共通にセットされるサービスです。

住まいの現場急行サービス 詳しくは 14 ページへ

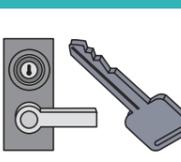
トイレのつまり



水まわりのトラブル



玄関のカギ開け



地震・噴火・津波による損害は、家庭総合保険では補償されません。

「地震保険」へのご加入をおすすめします。

地震保険は、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失により、建物または家財が損壊を受けた場合に保険金をお支払いします。



地震保険をご契約されない場合には、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊等の損害だけでなく、地震・噴火による火災損害、地震・噴火による延焼損害についても損害保険金は支払われません。ただし、地震火災費用保険金はこれらにかかわらず支払われます。

地震保険も家庭総合保険にあわせてご契約ください！

地震保険の割引制度について

保険の対象となる建物または保険の対象となる家財を収容する建物が次の(1)~(4)のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料をご提出いただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。

(注1) 次の4つの割引は、それぞれを重複して適用することはできません。

(注2) 「免震建築物割引」と「耐震診断割引」は、地震保険の保険始期日(補償の開始する日)が平成19年10月1日以降の場合に適用することができます。

(1) 建築年割引(注1)

昭和56年6月1日以降に建築された建物およびその収容家財に対して適用します。

割引率	10%
-----	-----

確認資料:以下のいずれかの資料

建物登記簿謄本(写)、建物登記簿権利証(写)、建築確認書(写)または検査済証(写)等の対象建物の新築年月、または新築年が確認できる公的機関等()が作成・公表する書類(写)

宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書(写)対象建物の新築年月または新築年が確認できるもの

対象建物に建築年割引が適用されていること、およびその建築年月または建築年が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)

()公的機関等とは、国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等をいいます。

(2) 耐震等級割引(注1)

建物の耐震等級()に応じて、建物およびその収容家財に対して適用します。

()法律に基づく住宅の耐震性能の評価基準。住宅性能評価機関が発行する所定の評価書に記載されているもの。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

確認資料:以下のいずれかの資料

建設住宅性能評価書(写)

ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書(写)

耐震性能評価書(写)

対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)

(3) 免震建築物割引(注1)(注2)

平成19年4月以降、住宅性能評価書により免震建築物であると評価された建物およびその収容家財に対して適用します。

割引率	30%
-----	-----

確認資料:以下のいずれかの資料

建設住宅性能評価書(写)

ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書(写)対象建物に免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)

(4) 耐震診断割引(注1)(注2)

耐震診断または耐震改修により、建築基準法に定める現行耐震基準に適合していることが確認された建物およびその収容家財に対して適用します。

割引率	10%
-----	-----

確認資料:以下のいずれかの資料

耐震基準適合証明書(写)、住宅耐震改修証明書(写)などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書(写)建物の所在地、耐震診断年月日()および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類()

()耐震診断年月日とは、耐震診断のために建物を調査した日、耐震診断を完了した日等をいいます。

()指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。

対象建物に耐震診断割引が適用されていることが確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)

地震保険の概要

1. 商品の仕組み

地震保険は家庭総合保険にセットしてご契約いただく必要があります(地震保険を単独で契約することはできません)。セットでご契約いただく家庭総合保険が保険期間(保険のご契約期間)の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、セットでご契約いただく家庭総合保険の保険期間の途中から地震保険を追加することができます。

2. 保険金をお支払いする場合(補償内容)

①地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の目的(保険をつけた建物または家財)に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険の目的	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全損 :主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害額が、建物の時価の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上となった場合	建物の地震ご契約金額(保険金額)の 100% (時価額が限度)
	半損 :主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害額が、建物の時価の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	建物の地震ご契約金額(保険金額)の 50% (時価額の50%が限度)
	一部損 :主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害額が、建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損・一部損に至らない場合	建物の地震ご契約金額(保険金額)の 5% (時価額の5%が限度)
家財 <small>明記物件は除きます</small>	全損 :家財の損害額が、家財の時価の80%以上となった場合	家財の地震ご契約金額(保険金額)の 100% (時価額が限度)
	半損 :家財の損害額が、家財の時価の30%以上80%未満となった場合	家財の地震ご契約金額(保険金額)の 50% (時価額の50%が限度)
	一部損 :家財の損害額が、家財の時価の10%以上30%未満となった場合	家財の地震ご契約金額(保険金額)の 5% (時価額の5%が限度)

上記の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

②1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成19年10月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5 \text{兆円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

3. 保険金をお支払いしない場合(主な免責事由 等)

- 家財のうち、次のものは保険の目的に含まれません。これらのものを家庭総合保険の保険の目的に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨とうのような貴重品、美術品
 - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 など
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の目的の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。
- 建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には、保険金をお支払いできません。

4. セットでご契約いただく家庭総合保険の保険期間(保険のご契約期間)が1年を超える長期契約の場合の取扱い

地震保険を1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式や、最高5年までの長期契約とする契約方式があり、セットでご契約いただく家庭総合保険の保険期間とあわせてご契約いただきます。

保険期間が自動的に継続する方式のご注意
 保険期間の満了する3か月前までに継続しない旨のお申し出がない限り自動的に継続されます。
 継続されるご契約の保険料は、継続保険期間の初日などの所定の期日までにお支払いください。所定の期日の翌月末日までに保険料のお支払いがない場合には、継続契約の保険始期日以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。

5. 引受条件(ご契約金額等)

- 地震保険の保険の目的は「居住用建物」および「家財」となります。
- 建物・家財ごとに、セットでご契約いただく家庭総合保険のご契約金額(保険金額)の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。また、すでに他の地震保険契約があり追加でご契約するときは、限度額から他の地震ご契約金額(保険金額)の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。
- 保険料は、ご契約金額(保険金額)の他に建物の所在地・構造により異なります。また、地震保険には割引が適用できる場合があります。詳しくは5ページの「地震保険の割引制度について」をご参照いただくか、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された時は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域(東海地震に係る地震防災対策強化地域)内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約またはご契約金額(保険金額)の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

地震保険料控除について

概要

	所得税の取扱い	個人住民税の取扱い
対象契約	地震保険	
所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円
控除対象保険料	払込地震保険料の全額	払込地震保険料の半額

実施期間

平成19年1月1日以降にお支払いいただいた地震保険料が地震保険料控除の対象になります。

所得税	平成19年所得税分の所得税の年末調整、確定申告より適用されます。
住民税	平成20年度分の個人住民税より適用されます。

- 保険契約者が個人の場合、お支払いいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- 地震保険の保険期間が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料をお支払いいただいた場合には、お支払いいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の年間控除額となります。分割払の場合には、実際にその年中にお支払いいただいた地震保険料が、控除額となります。
- 平成19年1月1日以降始期契約の保険料は、平成18年に支払った場合でも新制度の適用を受けます。
- 上記は平成19年7月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

家庭総合保険の主な割引制度について

家庭総合保険には、以下の割引制度が適用できる場合があります(地震保険の保険料には適用されません)。割引制度の概要を説明したものです。詳しい適用条件等は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

あいおい損保の自動車保険にご加入の場合

自動車契約者割引

家庭総合保険とご契約者が同一であるあいおい損保の自動車保険にご加入の場合、家庭総合保険の保険料に5%または10%の割引が適用されます(詳しくは裏表紙をご覧ください)。

自動車保険の証券番号を確認させていただきます。



火災警報器や火災報知設備などの住宅用防災機器を設置している場合

住宅用防災機器割引

「住宅用火災警報器」や「住宅用自動火災報知設備」など所定の機器が設置された建物およびその収容家財に、割引が適用されます。

建築確認申請書で建築確認申請日を確認したり、保証書やハウスメーカーのパンフレットを確認するなどにより、機器の設置の有無を確認させていただきます。

消防法改正により、平成18年6月1日以降建築確認申請を行う新築住宅については住宅用防災機器の設置が義務付けられました。



2×4(ツーバイフォー)工法建物や木質系プレハブ建物等の場合

省令準耐火割引

2×4工法建物や木質系プレハブ建物等で、住宅金融支援機構に関する省令に定められた準耐火構造に該当する建物およびその収容家財に、割引が適用されます。

省令準耐火構造に該当する建物の確認は、ハウスメーカーのパンフレットや設計仕様書等をご確認いただくか、ハウスメーカーにご確認ください。昭和57年5月以降に建築された物件が対象となります。

「省令準耐火構造建物申告書」(弊社所定の申告書)をご提出いただきます。

鉄骨プレハブ建物で、一定以上の耐火性能を有する建物の場合

耐火性能割引

鉄骨プレハブ建物で、弊社所定のハウスメーカー名・商品名に該当する建物およびその収容家財に、割引が適用されます。

割引対象となるハウスメーカー名・商品名はお問い合わせください。

ハウスメーカーのパンフレット等によりメーカー名・商品名を確認させていただきます。

住宅性能評価書における耐風等級が等級2に該当している場合

耐風性能割引(建物のみが対象)

建築時などに住宅性能評価機関の評価を受けた建物で、住宅性能評価機関が発行する建設住宅性能評価書の耐風等級の表示が等級2である建物に、割引が適用されます。

建設住宅性能評価書のコピーをご提出いただきます。

オール電化住宅の場合

オール電化住宅割引

建物すべての給湯設備・厨房設備・冷暖房設備を電気でもかっている場合、建物およびその収容家財に割引が適用されます。

高機能コンロ割引と同時に適用することはできません。

住宅のパンフレット等で確認させていただき、「オール電化住宅割引適用に関する申告書」(弊社所定の申告書)をご提出いただき



高機能コンロを設置した建物の場合

高機能コンロ割引

建物すべての厨房設備に加熱防止装置・消し忘れ防止装置付きなどの弊社所定の高機能コンロを設置している場合、建物およびその収容家財に割引が適用されます。

割引対象となる高機能コンロのメーカー名・商品名はお問い合わせください。

保険期間1年以下の場合に適用されます。

オール電化住宅割引と同時に適用することはできません。

「高機能コンロ割引適用に関する申告書」(弊社所定の申告書)をご提出いただきます。



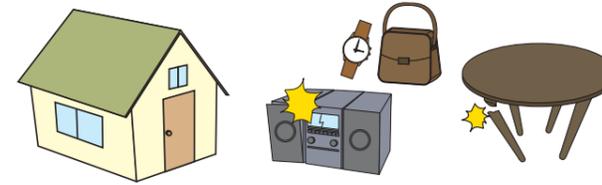
火災保険のご契約にあたって

火災保険のご契約に当たって、特に知っておいていただきたいポイントを記載しています。ご不明な点は代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

保険の対象について

建物

家財



保険の対象とするためには、建物・家財・明記物件それぞれにご契約金額(保険金額)を定めて、ご契約いただく必要があります。

建物の構造について

A

B

C

D

M

保険の対象である建物(または家財を収容する建物)の「構造」によって、保険料は異なります。建物の「構造」は、主要構造部(柱、はり、床、屋根、小屋組)と「外壁」の建築材料から確認します。

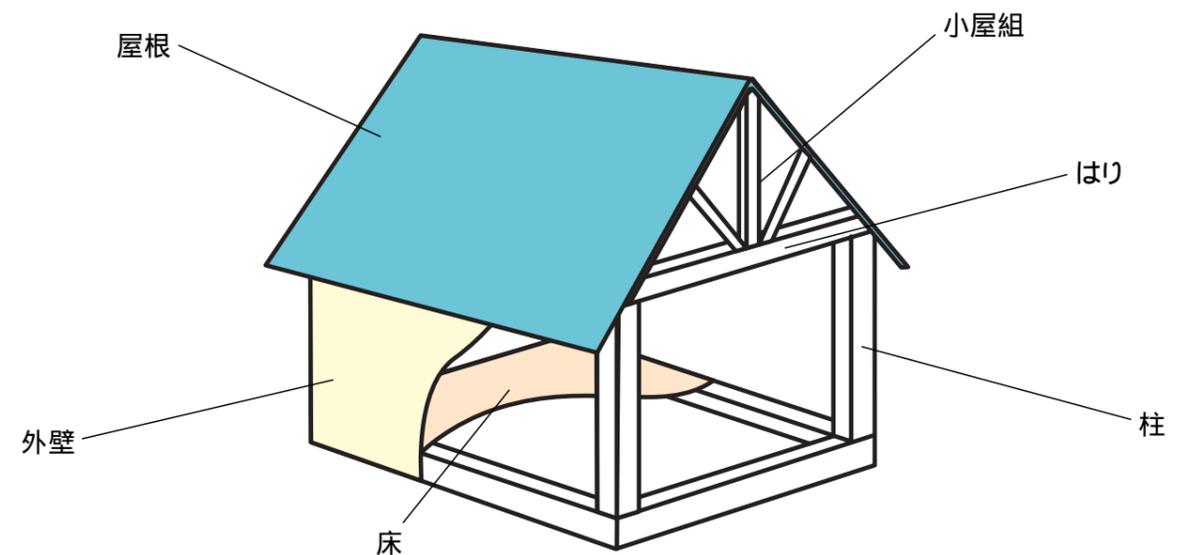
外壁	不燃材料										準不燃材料					
	(ALC版含む)コンクリート造	コンクリートブロック造	石造・れんが造	モルタル塗・しっくい塗	石こうボード張	厚さ12mm以上	石張・人造石張	タイル張	金属板張	ガラス張	石綿スレート張	木毛・木片セメント板張	石こうボード張	厚さ9・12mm未満	木板張	合成樹脂板張
柱・はり・床・屋根・小屋組																
木骨	B		C										D			
鉄骨(屋根の材質は問いません)	B															D
耐火被覆鉄骨	柱・はり・床のみ	屋根・小屋組は不燃材料	AまたはM										B	D		
コンクリート造	柱・はり・床のみ	屋根・小屋組は不燃材料	AまたはM										B	D		
	柱・はり・床・屋根・小屋組		AまたはM										B	D		
柱・はり・床が防火被覆	1時間以上耐火	木骨・鉄骨	AまたはM(外壁1時間以上耐火)										}	(注)		
	45分以上耐火		B(外壁45分以上耐火)													

A構造の共同住宅(1棟内に5以上または同一構内に10以上の戸室がある共同住宅)内の戸室の場合は、M構造となります。

建物の構造が木骨でも「外壁の全てがALC版(軽量気泡コンクリート版)等のコンクリート造」の場合、B構造となります。

小屋組とは屋根を支える屋根裏の骨組みをいいます。

(注)施工業者等に「柱・はり・床が防火被覆されていること」「外壁・柱・はり・床が1時間以上または45分以上の耐火性能であること」を確認し、構造を判定いたします。



保険金支払基準について

新価

時価

家庭総合保険では、保険金支払基準を「新価(再調達価額)」または「時価」のいずれかを選択し、ご契約いただきます。保険金の支払基準を「新価(再調達価額)」とすれば、万一の事故の場合でも、支払われる保険金だけで建物や家財を再取得できるので安心です。

保険金の支払基準を「時価」とした場合、使用による消耗分を差し引いて保険金をお支払いしますので、自己負担が発生します。

使用による消耗分が新価の5割を超える場合、または保険期間が5年を超える場合は、新価でのご契約はできません。



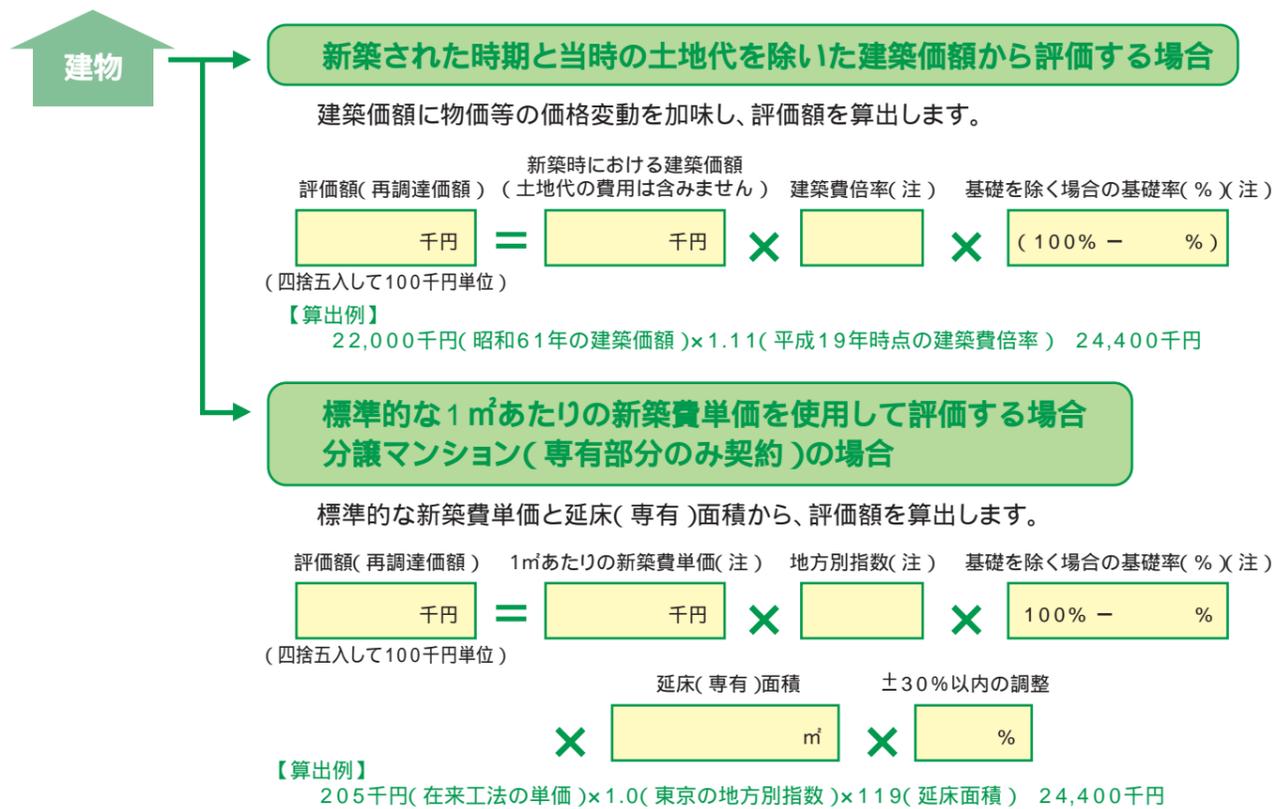
新価(再調達価額)	同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。
時価	再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。

評価額の算出方法について

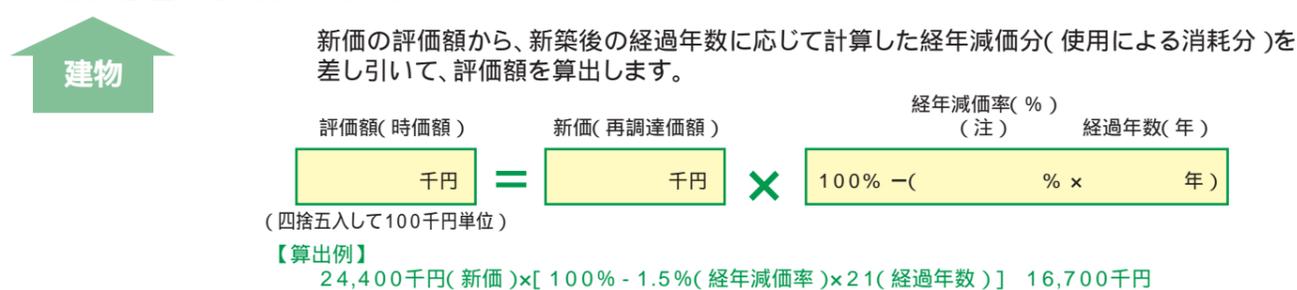
ご契約金額(保険金額)を決定するための基準として、弊社では以下の方法で対象物件の評価額を算出しています。

【例】建物建築価額:22,000千円 建築年:昭和61年 建物面積:119㎡
木造建物(C構造・在来工法) 所在地:東京都 基礎を含む場合

【保険金支払基準が新価(再調達価額)の場合】



【保険金支払基準が時価の場合】



家財

世帯主の年齢とご家族構成より、標準的な目安を算出します(必要に応じて±30%範囲内で調整します)。

お客様

家財に保険をつけるのには、評価をしなければならないって聞いたんですが、一個一個買ったときの値段を思い出す必要があるんですか？

あいおい損保

いえ、家財というものは、入れ替わりが激しいため、世帯主の年齢と家族構成によって標準的な目安となる金額を算出しています。

【保険金支払基準が新価(再調達価額)の場合】

[単位:万円]

世帯主の年齢	2名		3名		4名		5名			独身世帯
	夫婦のみ	夫婦 子供1名	夫婦 子供1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供3名	夫婦 子供2名	夫婦 子供1名	
25歳前(復含未済)	530	610	660	690	740	800	770	830	880	930
30歳前後	720	810	860	890	940	990	970	1,020	1,070	1,120
35歳前後	1,030	1,110	1,160	1,190	1,240	1,290	1,270	1,330	1,380	1,430
40歳前後	1,250	1,340	1,390	1,420	1,470	1,520	1,500	1,550	1,600	1,650
45歳前後	1,430	1,510	1,560	1,590	1,640	1,690	1,670	1,720	1,770	1,820
50歳前(復含以上)	1,510	1,590	1,640	1,670	1,720	1,770	1,750	1,800	1,860	1,910

【保険金支払基準が時価の場合】

[単位:万円]

世帯主の年齢	2名		3名		4名		5名			独身世帯
	夫婦のみ	夫婦 子供1名	夫婦 子供1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供3名	夫婦 子供2名	夫婦 子供1名	
25歳前(復含未済)	480	550	600	620	670	720	690	740	800	850
30歳前後	580	650	700	720	770	830	800	850	900	950
35歳前後	770	850	900	920	970	1,020	990	1,040	1,090	1,140
40歳前後	940	1,010	1,060	1,080	1,130	1,180	1,150	1,200	1,250	1,300
45歳前後	1,070	1,140	1,190	1,210	1,260	1,320	1,280	1,340	1,390	1,440
50歳前(復含以上)	1,130	1,200	1,250	1,270	1,330	1,380	1,350	1,400	1,450	1,500

< 貴金属等がある場合のご注意 >

家財をご契約の場合でも、以下の物は申込書に明記のうえ、家財とは別にご契約金額(保険金額)を定めて所定の保険料をお支払いいただかなければ、ご契約の対象にはなりません(「明記物件」といいます)。

- ①1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨とうのような貴重品、美術品
- ②稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

明記物件がある場合は、その評価額(時価額)を、上記評価額に加算してください。

保険金支払基準が新価のご契約でも、明記物件の保険金支払基準は時価となります。

< 明記物件に関する特約について(家財一式をご契約の場合に自動的にセットされます) >

保険の目的を収容する建物内で、申込書に明記されなかった明記物件のうち上記①に、このご契約のお支払い対象となる事故(水災・地震による損害は除きます)が生じた場合に限り、ご契約の対象とみなして、1事故につき1個または1組ごとに30万円を限度に補償いたします。ただし、故意または重大な過失によって申込書に明記し忘れた場合、貴金属・宝飾品・美術品等に損害があったことを確認できなかったときは補償いたしません。

(注)「建築費倍率」「1㎡あたりの新築費単価」「基礎を除く場合の基礎率」「地方別指数」「経年減価率」の具体数値については、13ページ【評価額算出のご参考資料】に記載しています。
実態に則した評価額が算出できない場合、具体的に評価額を算出したいなどの場合は、代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

ご存知ですか?
家財の値段は
意外に高額です。

家財評価額の具体例は、次のページをご覧ください。

損害保険金の支払例
 保険金額が評価額を超えてご契約された場合で、全損事故(2,000万円)発生!



全損の場合でも、お支払いする損害保険金は評価額(2,000万円)が限度となります

損害保険金の支払例
 保険金額が評価額に満たない場合で、損害額900万円の事故発生!
 (保険金支払基準を時価とした場合)



お支払いする損害保険金 = $900万円 \times \frac{1,000万円}{2,000万円 \times 60\%} = 750万円$ **自己負担150万円**

保険金額が評価額いっぱいには設定されていないため、実際の損害額の全額は支払われません
 (事故発生時諸費用保険金は除いています)

保険金支払基準が時価の場合、保険金額が時価額の60%~100%相当額の範囲で設定されている場合は、実際の損害額が支払われます(保険金額を限度)が、60%を下回った契約では実際の損害額の全額はお支払いできません。

家財新価実損払特約(保険金支払基準が新価、家財一式を保険の目的とする場合にセットできます)

「生活をするための必要最低限の補償」でいいというお客様に
 家財新価実損払特約をセットした場合は、再調達価額を限度に、保険金額を100万円単位でご自由に決めることができます。事故が発生した場合は、保険金額かつ再調達価額を限度に、再調達価額を基準とした損害額を補償します。

保険金額は100万円~3,000万円の範囲でお決めください。また保険期間は5年以下となります。
 不測かつ突発的な事故の場合は、支払限度額50万円、自己負担額3,000円が適用されます。
 貴金属等の明記物件については保険金の支払方法が異なります(申込書に明記のうえ、家財とは別にご契約金額を定めて所定の保険料をお支払いいただかなければ、ご契約の対象にはなりません)。
 全損となった場合でも特別費用保険金はお支払いできません。

【損害保険金の支払例...事故発生時諸費用保険金は除いて算出しています】

	家財新価実損払特約をセットした場合 (保険金支払基準=新価)	家財新価実損払特約をセットしない場合 (保険金支払基準=時価)
	評価額(新価) 1,590万円 > 保険金額 600万円	(使用による消耗分) 評価額(時価) 1,210万円 > 保険金額 600万円
火災事故により再調達価額基準で450万円の損害、時価額基準で340万円の損害(450万円から使用による消耗分を控除して算出)が発生した場合	損害保険金 450万円 自己負担なし	損害保険金 281万円 同等の家財を再取得するためには、自己負担169万円が必要 $340万円 \times \frac{600万円}{1,210万円 \times 60\%} = \text{約}281万円$ 保険金の算出方法は、上記<損害保険金の支払例>をご参照ください。

(注)上記内容は例示であり、実際の損害額の認定、お支払いする保険金の額を示したものではありません。

お客様
 高価な家財なんてあまりもっていないから、評価額が高すぎる気がするんですが...

あいおい損保
 標準家庭が所有する家財のモデル例に基づいて算出しています。テレビやソファセットだけでなく、衣類・寝具など日常生活用品まで含めると、思われている以上に高額になります。

ご夫婦とお子様2名(世帯主年齢45歳)の一例 新価額

共通家財 670万円 日常生活用品からテレビ・冷蔵庫まで	
台所用品	食器、なべ類、調味料、食器戸棚、冷蔵庫、炊飯器など 50万円
洗濯・掃除・風呂用具	洗濯機、乾燥機、掃除機、洗面用具、タオルなど 10万円
家具・調度品	タンス、鏡台、食堂・応接セット、本棚、カーテン、じゅうたんなど 250万円
家電	テレビ、ゲーム機・ソフト、DVD、電話、パソコン、ステレオなど 330万円
その他	来客者用の寝具、ミシン、アイロンなど 30万円

ご主人 280万円	
服飾類	スーツ、コート、セーターなど 130万円
肌着類	シャツ、肌着、トレーナーなど 30万円
身回品	時計、靴、鞆、めがねなど 110万円
寝具類	布団、シーツ、毛布など 10万円

奥さま 490万円	
服飾類	コート、着物、セーターなど 220万円
肌着類	シャツ、肌着、トレーナーなど 80万円
身回品	時計、靴、鞆、めがねなど 180万円
寝具類	布団、シーツ、毛布など 10万円

ご長男 60万円	
服飾類	コート、セーターなど 20万円
肌着類	シャツ、肌着、トレーナーなど 10万円
身回品	時計、靴、鞆、めがねなど 25万円
寝具類	布団、シーツ、毛布など 5万円

ご長女 90万円	
服飾類	コート、セーターなど 20万円
肌着類	シャツ、肌着、トレーナーなど 20万円
身回品	時計、靴、鞆、めがねなど 45万円
寝具類	布団、シーツ、毛布など 5万円

ご夫婦とお子様2名(世帯主年齢45歳)の一例 家財評価額(新価)の目安は **約1,590万円**

ご契約金額(保険金額)の設定について

事故が発生した場合には、評価額(再調達価額または時価)を基準に保険金をお支払いしますので、建物および家財のご契約金額は、評価額いっぱいにお決めください(明記物件のご契約金額は時価額を基準にお決めください)。
 ご契約金額が評価額に満たない場合は、お支払いする保険金が損害額より少なくなる場合があります。

ご注意ください!!

評価額(再調達価額または時価額)を超えてご契約金額を定められても、保険金のお支払いは評価額(再調達価額または時価額)が限度となりますので、その超過分は無効となります。
 建物のご契約金額の設定にあたっては、建物のご契約金額への算入対象外となる土地代の費用は除いてお決めください。
 他の火災保険契約・地震保険契約がないか、必ずご確認ください。

評価額算出のご参考資料(平成19年7月時点)

評価額の算出に当たっての活用する目安を記載しています。下表にあてはまらない構造等については、代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

【建築費倍率】

年次	木造 (在来工法・2×4工法)	非木造		プレハブ造		
		鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	木質系	鉄骨系	コンクリート系
平成18年	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
17	0.98	1.00	1.00	0.98	0.97	1.00
16	0.95	0.99	1.00	0.97	0.96	0.99
15	0.94	1.01	1.05	0.95	0.94	0.99
14	0.94	1.02	1.07	0.94	0.97	0.95
13	0.94	1.01	1.07	1.02	1.00	0.84
12	0.93	1.00	1.07	0.93	0.91	0.85
11	0.91	0.97	1.05	0.91	0.95	0.89
10	0.90	0.95	1.02	0.92	0.92	0.89
9	0.89	0.94	1.01	0.90	0.90	0.88
8	0.89	0.93	1.00	0.92	0.92	0.90
7	0.88	0.92	0.98	0.92	0.92	0.90
6	0.87	0.91	0.96	0.92	0.95	0.90
5	0.85	0.86	0.89	0.94	0.95	0.90
4	0.83	0.82	0.85	0.96	1.01	0.92
3	0.85	0.83	0.85	0.96	1.01	0.94
2	0.89	0.88	0.90	1.06	1.05	1.00
元	0.95	0.94	0.95	1.06	1.09	1.01
昭和63年	0.98	0.99	0.97	1.18	1.15	1.17
62	1.07	1.08	1.02	1.18	1.15	1.17
61	1.11	1.12	1.03	1.18	1.15	1.07
60	1.11	1.10	1.00	1.18	1.15	1.07
59	1.11	1.10	0.98	1.18	1.15	1.07
58	1.11	1.10	0.98	1.18	1.15	1.07
57	1.10	1.09	0.97	1.18	1.15	1.07
56	1.09	1.09	0.97	1.18	1.15	1.07

【1㎡あたりの新築費単価】(専用住宅の場合、単位:千円/㎡) 木造在来工法(基礎を含む)

評価区分	主構造		㎡単価(標準)
	屋根	外壁	
A	鉄板系	鉄板系 合板系	172
B	鉄板系 スレート系 日本瓦・洋瓦系	モルタル系 サイディング系 木板(杉)系 ALC系	205
C	日本瓦・洋瓦系 金属板系 (銅・アルミ・ステンレス)	モルタル(吹付タイル)系 サイディング(非鉄金属)系 木板(桧)系 石・タイル系	248

2×4(ツーバイフォー)工法(基礎を含む)

評価区分	主構造		㎡単価(標準)
	屋根	外壁	
A	スレート系	モルタル系	154
B	スレート系	モルタル(吹付タイル)系 サイディング系 ALC系	194
C	洋瓦系	サイディング(非鉄金属)系	276

鉄筋コンクリート造(基礎を含む)

評価区分	主構造		㎡単価(標準)
	外壁		
A	モルタル系		253
B	モルタル(吹付タイル)系		278
C	石・タイル系		345

【経年減価率(1年当り)】(専用住宅の場合)

木造	
新築費区分(基礎を含む)	経年減価率(1年当り)
1㎡当り新築費単価に関係なく	1.5%

非木造	
建物構造区分	経年減価率
鉄筋コンクリート(RC)造	1.0%
鉄骨造	1.5%

プレハブ造	
建物構造区分	経年減価率
木質系・鉄骨系(非RC)	1.5%
コンクリート系(RC)	1.0%

【基礎を除く場合の基礎率】

木造	在来工法	5%
	2×4工法	6%
非木造	鉄筋コンクリート造	8%
	鉄骨造	9%
プレハブ造		6%

(注)分譲マンション(専有部分のみ契約する場合)の新築費単価は基礎を含まない場合を記載しているため、上記基礎率は適用いたしません。

【地方別指数】

所在地(都道府県単位)	地方別指数
東京	1.0
埼玉、千葉、神奈川、石川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、岡山、山口、沖縄	0.9
北海道、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、福井、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分	0.8
青森、岩手、秋田、宮崎、鹿児島	0.7

所在地(都道府県単位)	地方別指数
東京	1.0
青森、神奈川、京都	0.9
秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、新潟、石川、福井、山梨、静岡、愛知、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、高知、長崎	0.8
北海道、岩手、宮城、福島、栃木、群馬、富山、長野、岐阜、三重、滋賀、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	0.7

分譲マンション

(専有部分のみ契約する場合)(基礎を含まず)

評価区分	主構造		㎡単価(標準)
	階層	外壁	
A	5階建以下(鉄筋コンクリート造)	モルタル系	101
B	5階建以下(鉄筋コンクリート造) 6階建以上(鉄骨鉄筋コンクリート造)	タイル系 モルタル系	137
C	6階建以上(鉄骨鉄筋コンクリート造)	タイル系	149

上記単価は専有部分の範囲が上塗基準にて定められている場合に使用します(壁真基準の場合は、上記単価を1.6倍して使用)。

鉄骨造(基礎を含む)

評価区分	主構造		㎡単価(標準)
	外壁		
A	モルタル系		203
B	モルタル(吹付タイル)系・ALC系 サイディング系		228
C	石・タイル系 サイディング(非鉄金属)系		246

プレハブ造(基礎を含む)

評価区分	主構造		㎡単価(標準)
	骨組		
A	木質系		166
B	鉄骨系		185
C	コンクリート系		228

住まいの現場急行サービス

0120-024-024

(携帯・PHS OK) 24時間 24時間
24時間・365日対応の頼れる無料サービス、お住まいのトラブルにスピーディーに対応!



排水管のつまり等、すぐに来てほしい“住まいのトラブル”に無料で応えるサービスです。

- 対象となる建物**
保険証券記載の居住建物(保険の目的が家財の場合はその家財を収容する居住建物)が対象となります。
居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。
- 対象となる地域**
日本国内であれば全国どこでもご利用できます。ただし、一部地域(離島等)を除きます。
- サービスの内容**
下記4項目のトラブルの際、現場にて30分程度の下記の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。カギ代、部品代および下記30分程度の一時的な応急修理を超える修理費用はお客様負担(有料)となります。
トイレのつまりの除去
給・排水管のつまりの除去
給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理
～ の場合、水回りのトラブルの専門業者を手配し、応急修理を行います。
玄関のカギ開け
の場合、カギの専門業者を手配し、緊急開錠します。

～ いずれのサービスも、アパート・マンション等の共用部分および公的部分は対象となりません。
のカギ開けサービスは、防犯の観点から契約者ご本人または被保険者ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
のカギ開けサービスの対象は、玄関のカギの開錠とし建物内のカギ開けを除きます。また、玄関のカギが開かない場合は、玄関のカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客様のご要望により、お客様の費用負担で破錠する場合があります。

- (注1)業者を手配される前に専用ダイヤルにご連絡いただき、お客様が自ら手配した業者で緊急修理を行う場合に限り、10,000円限度に実費をお支払いします。
- (注2)給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
- (注3)トラブルの原因が、給・排水管の凍結、戦争、故意、地震・噴火またはこれらによる津波などの場合は、無料サービスの対象となりません。
- (注4)共同住宅1棟契約で
ご契約者がいずれかの戸室に居住されている場合
当該居住戸室以外の賃貸戸室部分は無料サービスの対象外となります。
ご契約者が居住されていない場合
賃貸戸室部分は無料サービスの対象外となります。
- (注5)公的部分とは、市町村等が所有する水道管・下水管などをいいます。
- (注6)出動業者のトラブル現場への到着時間は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。

本サービスは、あいおい損保の提携会社である(株)安心ダイヤルがご提供いたします。
本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
上記はサービスの概要を記載したものです。サービスの提供条件等の詳細は、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

あいおい損保の新規契約は保険始期当日のお手続きも、キャッシュレスで!

あいおい損保の新規初回口座振替制度は、保険始期当日の保険責任開始時まで(新規契約に限り)に、あいおい損保カスタマーサービスセンターにご通知いただければOK。保険始期当日のご契約についてもキャッシュレスでのお手続きが可能です。
保険始期の属する月にご契約を締結される場合の手続きです。

手続きはとっても簡単!

- 1 キャッシュレスでご契約**
保険申込書・口座振替申込書
あいおい損保
保険申込書
口座振替申込書
- 2 カスタマーサービスセンターへご連絡いただいたから補償開始**
あいおい損保
カスタマーサービスセンター
0120-502-565
受付: 365日 24時間(受付の時間帯によっては、自動音声応答装置での対応となります)オペレーター(または自動音声)による簡単な質問にお答えいただくだけで結構です。保険期間開始月の前月にお手続きされる場合は、ご連絡不要です。弊社所定の代理店・扱者でご契約いただく場合は、カスタマーサービスセンターへのご連絡は不要です。
- 3 ご契約いただいた保険料は保険期間開始翌月の金融機関所定の振替日(通常は26日)にお引落としさせていただきます。**
口座振替12回払のケース



第2回目以降の保険料も口座より自動引落とします。
保険期間初日の属する同月にご契約を締結される場合、保険始期の翌月に第1回目および第2回目の保険料を一度に引落としさせていただきます。

対象となるご契約 保険期間が1年以上

対象となる保険料 一時払保険料(長期一括払を含む)
分割払(口座振替)の初回保険料(長期保険保険料分割払・年払の初回保険料も含まれます)

ご契約にあたっての注意 ご契約時の保険料が引落とされなかった場合は、払込期日の翌月末までにお支払いいただけます。お支払いいただけない場合、保険期間初日以降に生じた事故については、保険金のお支払いができません。またご契約を解除させていただきます。ご契約時の保険料を引落とす前に発生した事故の保険金のお支払いは、引落とし確認後とさせていただきます。ご契約時の保険料を引落とす前に、ご契約条件の変更等により弊社が保険料を返れいする場合は、引落とし確認後とさせていただきます。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

家庭総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳細は、普通保険約款・特約条項をご参照ください。

別の普通保険約款を採用しておりますので、各補償プラン別の普通保険約款をご参照ください。なお、家財一式を保険の目的とする場合には、明記物件に関する特約が自動セットされます。

1 普通保険約款の補償内容(保険金支払基準を新価にした場合) 普通保険約款の補償内容は下記のとおりです。家庭総合保険では、各補償プラン

	保険金をお支払いする場合	補償プラン			対象、- 対象外	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (各補償項目固有)	
		ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン				
損害保険金	(1)火災 (2)落雷 (3)破裂・爆発 (4)風災・ひょう災・雪災(損害額が20万円以上となった場合)(注1) (5)建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 (6)給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ (7)騒ぎ・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	○	○	○	○	損害の額 <ご契約金額(保険金額)限度>(注1) 家財をご契約いただいた場合でも、明記物件<1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉石、書画、骨とうのような貴重品、美術品、稿本、本対象には含まれません。保険の目的を収容する災・地震を除きますが、生じた事故の場合は50万円> 明記物件は1個または現金・切手・印紙は20万円限度 預貯金証書は200万円または家財のご契約金額(保険金額)のいずれか低い額が限度	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 (1)保険契約者・被保険者・保険金受取人これらの法定代理人・役員等の重大な過失・法令違反 (2)保険契約者・被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触(引越中家財保険金には適用しません) (3)火災等の事故の際の置き忘れ・紛失・盗難 (4)家財・別宅家財が建物構内・別宅構内の外にある間に生じた損害(引越中家財保険金、持ち出し家財保険金には適用しません) など	
	(8)盗難による盗取・き損・汚損	○	○	○	建物 家財の盗難 現金等 生活用の現金・切手・印紙の盗難 の盗難 生活用の預貯金証書の盗難			
	(9)上記(1)~(8)および下記(10)以外の不測かつ突発的な事故	○	—	—	—			a 建物:上記(1)~(7)と同様 b 家財:損害の額-3,000円 <ご契約金額(保険金額)または50万円のいずれか低い額が限度>
	(10)台風・暴風雨等によるこ水、高潮、土砂崩れ等の水災(注2)	○	○	○	—			a 別宅(証券記載建物以外で被保険者等が常時居住する日本国内の住宅)の家財が(1)~(8)の事故により損害を受けた場合 b 別宅家財が(9)の事故により損害を受けた場合 c 別宅家財が(10)の事故により損害を受けた場合
	(11)別宅家財保険金	○	○	○	—			損害の額 <1事故につき、別宅家財限 切手・印紙の盗難の場合は 度額【200万円または家財のご契約金額(保険金額)の20%相当額のいずれか低い額】が限度(ただし、現金・ 20万円、預貯金証書の盗難の場合は200万円または別宅家財限度額のいずれか低い額が限度)>
	(12)引越中家財保険金	○	—	—	—			損害の割合および補償プラン によりお支払いする保険金の額は異なります。
	(13)持ち出し家財保険金	○	○	○	—			損害の額 費用保険金は <1事故につき、100万円または 家財のご契約金額(保険金額)の20%相当額のいずれか低い額が限度>
	事故発生時諸費用保険金	○	○	○	○			損害保険金(水害保険金ま たは別宅家財保険金)×30%(注6) <1事故・1構内につき、損害保 険金または水害保険金が支払われる場合は300万円、別宅家財保険金が支払われる場合は60万円がそれぞれ限度>
	地震火災費用保険金	○	○	○	○			地震、噴火、津波による火災によって、建物が半焼以上となった場合、 家財または別宅家財が全焼となった場合、または家財もしくは別宅家 財を収容する建物が半焼以上となった場合 別宅家財を除く
	災害緊急費用保険金	○	○	○	○			保険の目的である建物・家財または別宅家財が上記(1)~(3)の事故 によって損害を受けた結果、復旧にあたり弊社の承認を得て実際に必要 かつ有益な費用を支出した場合 別宅家財を除く
ドアロック交換費用保険金	○	○	○	○	日本国内において、建物または別宅のドアの鍵が盗難され、ドアの錠の 交換に必要な費用を支出した場合 別宅を除く			
水道管修理費用保険金	○	○	○	○	建物または別宅の専用水道管が凍結によって損害を受け、修理した場合 別宅を除く			
特別費用保険金	○	○	○	○	損害保険金(現金等の盗難を除きます)または水害保険金が支払われ る場合で、保険の目的が全損となったとき 損害保険金(水害保険金) ×10% <1事故・1構内につき、200万円が限度>			
損害防止費用	○	○	○	○	上記(1)~(3)の事故に際して、その損害の防止または軽減のために、 必要または有益な費用を支出した場合 実費			

(注1)補償プランがワイドプランで、「風災等支払方法変更特約(免責金額型)」をセットした場合には、(4)風災・ひょう災・雪災の事故において損害の額が20万円未満であっても、損害の額がご選択いただいた自己負担額(0円または3万円)を超えるときにお支払いの対象となります。(注2)マンションの戸室建物またはその収容家財を保険の目的とするご契約(構造級別がM構造に該当するご契約)で、「水害保険金不担保特約」をセットした場合、水災の補償は対象外となります。(注3)「再調達価額」とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額をいいます。(注4)補償プランがワイドプランで、「水害保険金実損特約」をセットした場合には、(10)台風・暴風雨等によるこ水、高潮、土砂崩れ等の水災口八の場合においても、ご契約金額(保険金額)を限度に損害の額を100%お支払いいたします。

(注5)ご契約金額(保険金額)が再調達価額を超えるときは再調達価額とします。(注6)事故発生時諸費用保険金のお支払対象事故(1)火災(2)落雷(3)破裂・爆発に限るタイプ(「事故発生時諸費用保険金限定担保特約」をセット)お支払限度額を100万円に変更するタイプ(「事故発生時諸費用保険金の支払限度額変更特約(100万円)」をセット)不担保(お支払対象外)とするタイプ(「事故発生時諸費用保険金不担保特約」をセット)のご契約もごさい。(注7)保険金の支払基準を「時価」に設定したご契約の場合、または「家財新価実損特約」をセットしたご契約の場合は、保険金のお支払対象外となります。

商品内容

地震保険

ご契約にあたって

ご参考資料・付帯サービス

保険金一覧

契約概要

2 主な特約と補償内容 主な特約とその概要は次のとおりです。詳細は普通保険約款・特約条項をご参照ください。

1 財物損害に関する補償

特約名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (各補償項目固有)
携行品損害担保特約	<p>携行品の事故を補償します</p> <p>不測かつ突発的な事故により、自宅敷地外で携行する被保険者(保険の対象となる方)が所有する身の回り品に損害が生じた場合</p>	<p>損害の額 - 3,000円</p> <p>< 1事故につき申込書記載のご契約金額(保険金額)が限度 ></p>	<p>後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の目的のかけ、自然の消耗 ・ 保険の目的の置き忘れ・紛失 など <p>< 携行品に含まれない主なもの ></p> <p>携帯電話、ノートパソコン、コンタクトレンズ、有価証券・預貯金証書、自転車 など</p>
類焼損害等担保特約	<p>近隣の住宅に損害を与えた場合でも補償します</p> <p>1 類焼損害保険金 建物・家財から発生した火災、破裂・爆発事故により近隣の類焼補償対象物(居住用の建物・家財)に損害が生じた場合</p> <p>2 類焼傷害見舞費用保険金 類焼損害保険金の対象となる事故により第三者が傷害を被り、その結果として事故日から180日以内に死亡または入院・通院し、被保険者が見舞金を負担した場合</p>	<p>1 類焼損害保険金 損害の額 < 1保険年度を通じて1億円限度 > 類焼補償対象物に生じた損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合には、その保険金を差し引いた残額とします。</p> <p>2 類焼傷害見舞費用保険金 見舞金実費 死亡した場合:1名につき10万円限度 入院・通院した場合:1名につき2万円限度</p>	<p>後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員の故意、重大な過失、法令違反 <p>< 類焼補償対象物に含まれない主なもの ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の目的である建物・家財や保険の目的である家財を収容する建物または保険の目的である建物に収容される家財 ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手や明記物件 ・ 国・地方公共団体が所有する建物 ・ 現実に世帯が生活を営んでいない店舗建物やその建物に収容される動産 など
拡張類焼損害担保特約	<p>近隣の住宅や店舗に損害を与えた場合でも補償します</p> <p>1 類焼損害保険金 建物・家財から発生した火災、破裂・爆発事故により近隣の類焼補償対象物に損害が生じた場合</p> <p>2 類焼傷害見舞費用保険金 類焼損害保険金の対象となる事故により第三者が傷害を被り、その結果として事故日から180日以内に死亡または入院・通院し、被保険者が見舞金を負担した場合</p>	<p>1 類焼損害保険金 損害の額 < 1保険年度を通じて1億円限度 > 類焼補償対象物に生じた損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合には、その保険金を差し引いた残額とします。</p> <p>2 類焼傷害見舞費用保険金 見舞金実費 死亡した場合:1名につき10万円限度 入院・通院した場合:1名につき2万円限度</p>	<p>後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類焼補償対象物の所有者、保険金受取人、これらの法定代理人・役員の故意、重大な過失、法令違反 <p>< 類焼補償対象物に含まれない主なもの ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険の目的である建物・家財や保険の目的である家財を収容する建物または保険の目的である建物に収容される家財 ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手や明記物件 ・ 国・地方公共団体が所有する建物 ・ 商品・原料・材料や見本品・展示品、屋外設備 など

2 傷害に関する補償

特約名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (各補償項目固有)
家族傷害担保特約	<p>ご家族の万が一の事故に備えます</p> <p>被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合 事故の日から180日以内に死亡したとき 事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき 平常の業務または生活ができなくなり入院したとき 入院し事故の日から180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けたとき 平常の業務または生活に支障が生じ通院したとき 重度後遺障害となり介護機器などを購入したとき</p>	<p>1 死亡保険金 ご契約金額(保険金額)</p> <p>2 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて、ご契約金額(保険金額)×3%~100%</p> <p>3 入院保険金 入院保険金日額×入院日数 < 事故の日から180日限度 ></p> <p>4 手術保険金 入院保険金日額×手術の種類に応じて定める倍率(10・20・40倍)</p> <p>5 通院保険金 通院保険金日額×通院日数 < 事故の日から180日以内、かつ90日限度 ></p> <p>6 介護機器購入費用等保険金 (実費) < 100万円または後遺障害保険金額×30%のいずれか低い額が限度 ></p>	<p>後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺、犯罪行為等によって被った傷害 ・ 酒酔、無資格、麻薬等を使用して運転中の傷害 ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの など

家族傷害担保特約 ご契約金額表(1口につき)

契約の型別 ご契約金額表(1口につき)									
契約の型	被保険者	死亡・後遺障害 保険金	入院保険金 日額	通院保険金 日額	契約の型	被保険者	死亡・後遺障害 保険金	入院保険金 日額	通院保険金 日額
A11	本人	50万円	300円	150円	A12	本人	20万円	300円	200円
B11	配偶者	30万円	150円	100円	B12	配偶者	15万円	250円	150円
C11	その他の被保険者()	15万円	100円	50円	C12	その他の被保険者()	10万円	250円	150円
A21	本人	50万円	300円	150円	A22	本人	20万円	300円	200円
B21	配偶者	30万円	150円	100円	B22	配偶者	15万円	250円	150円
C21	その他の被保険者()				C22	その他の被保険者()			
A31	本人	50万円	300円	150円	A32	本人	20万円	300円	200円
B31	配偶者				B32	配偶者			
C31	その他の被保険者()				C32	その他の被保険者()			
A41	本人	50万円	300円	150円	A42	本人	20万円	300円	200円
B41	配偶者				B42	配偶者			
C41	その他の被保険者()	15万円	100円	50円	C42	その他の被保険者()	10万円	250円	150円

救護者費用等担保特約のご契約金額は各型共通で200万円となります。また、対象となる被保険者は家族傷害担保特約の被保険者と同一となります。本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります。
*契約の型がB型(B11~B42)のときは、特定感染症危険担保特約がセットされます。契約の型がC型(C11~C42)のときは、特定感染症危険担保特約および天災危険担保特約がセットされます。

特約名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (各補償項目固有)
救護者費用等担保特約	<p>お出かけの際、万が一に備えます</p> <p>保険期間中に 1 被保険者(保険の対象となる方)が搭乗している航空機・船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 2 急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 3 被保険者(保険の対象となる方)が住宅外で被った傷害により、事故の日から180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p>	<p>保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用</p> <p>イ．捜索救助費用 ロ．交通費(2名・1往復分限度) ハ．宿泊費(2名・14日分限度) ニ．移送費用 ホ．諸雑費(国外20万円、国内3万円) < 1保険年度を通じてご契約金額(保険金額)限度 ></p>	<p>後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺行為、犯罪行為等 ・ 酒酔、無資格、麻薬等を使用しての運転中の事故 ・ 脳疾患、疾病または心臓喪失 など
交通傷害担保特約	<p>交通事故など万が一の事故に備えます</p> <p>被保険者(保険の対象となる方)が日本国内または国外において次のようなケガをした場合 運行中の乗物に乗っているときの事故または乗降場構内(駅などの改札口の中)における事故によってケガをした場合 運行中の乗物に乗っていないときに、運行中の乗物との衝突、接触などの交通事故によりケガをした場合 道路通行中に次の事故によってケガをした場合 ・ 建造物などの倒壊または建造物などからの物の落下 ・ かけ崩れ、土砂崩れまたは岩石などの落下 ・ 火災または破裂・爆発 ・ 作業機械として使用されている工作用自動車との衝突・接触等 建物の火災によってケガをした場合 事故の日から180日以内に死亡したとき 事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき 平常の業務または生活ができなくなり、入院したとき(入院に準じた場合を含む) 平常の業務または生活に支障が生じ、事故の日から180日以内に通院したとき</p>	<p>死亡保険金 ご契約金額(限度額)</p> <p>後遺障害保険金 障害の程度に応じて、ご契約金額(限度額)の3%~100% を合算して、保険期間を通じご契約金額(限度額)が限度</p> <p>入院保険金 ご契約金額(限度額)×0.15%×入院日数 [事故の日から180日が限度]</p> <p>通院保険金 ご契約金額(限度額)×0.1%×通院日数 [90日が限度]</p> <p>事故の日から180日以内の入院、通院が対象</p>	<p>後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺、犯罪行為等によって被った傷害 ・ 酒酔、無資格、麻薬等を使用して運転中の傷害 ・ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの ・ 被保険者が職務として荷役作業中これに起因する事故によるもの など

交通傷害担保特約 ご契約金額表(1口につき)

特約の種類	ご契約限度額(1口につき)		
	本人	配偶者	その他の被保険者* (1名につき)
本人特約	50万円	-	-
夫婦特約	50万円	30万円	-
親子A特約	50万円	30万円	20万円
親子B特約	25万円	25万円	25万円

* 本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります。

③ 賠償責任に関する補償

特約名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (各補償項目固有)
個人賠償責任 担保特約 (1)(2)	日常生活の賠償事故に備えます 被保険者()が住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 被保険者(補償の対象となる方)は、被保険者ご本人のほか、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります。	賠償金額 <1事故につき、申込書記載の支払限度額が限度> 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・同居の親族に対する賠償責任 ・職務遂行に直接起因する賠償責任 ・レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する賠償責任 ・ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃の所有・使用・管理に起因する賠償責任 など
受託物賠償責任 担保特約 (1)	借りたものをうっかり壊した場合に備えます 被保険者()が日本国内において他人から預かった財物(受託品)を下記イまたはロの間に損壊、紛失させたこと等によって、所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被ったとき 被保険者(補償の対象となる方)は、被保険者ご本人のほか、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります。 イ本人の居住の用に供される申込書記載の住宅構内(敷地内)に保管されている間口被保険者の日常生活上、一時的に住宅構内外で管理されている間 例)友人から借りたカメラを破損させた。友人から借りたゴルフクラブを盗難された。レンタルビデオを誤って破損させた。	賠償金額 -5,000円 <1保険年度を通じて、申込書記載の支払限度額が限度> 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。 〔受託品に含まれない主なもの〕 通貨・有価証券類、貴金属・骨とう品、自動車・原動機付自転車・船舶・航空機、鉄砲・刀剣、動物・植物、建物・門・へい、公序良俗に反するもの など	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・同居の親族に対する賠償責任 ・職務遂行に直接起因する賠償責任 ・受託品に以前から存在していたかきによる損害 ・受託品の自然の消耗・ねずみ食い・虫食い等による損害 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任 ・受託品を所有者に返却した後に見えられた損害 など
借家人賠償責任 担保特約 (1)	借戸室に損害を与えた場合に備えます 偶然な事故により借戸住宅が損壊し、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合	賠償金額 <1事故につき、申込書記載の支払限度額が限度> 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・改築、取り壊し等の工事による損害 ・借戸室のかし、差押え・収用、自然の消耗等による損害 ・貸主と特別の約定により加重された損害賠償責任による損害 など
施設賠償責任 担保特約	賃貸建物の管理等に起因し、オーナー様が負担する賠償事故に備えます 被保険者()が所有、使用または管理する施設に起因し、または賃貸管理業務の遂行に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 申込書記載の本人をいいます。	賠償金額 <1事故につき、申込書記載の支払限度額が限度> 訴訟費用、弁護士費用、示談費用等は別途お支払いします。	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・施設の修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・自動車等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・排水または排気起因する損害賠償責任 ・屋根・扉・窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 など

1 ワイドプランにセットされる場合には、賠償事故解決特約がセットされます(被保険者が個人の場合、賠償責任事故発生時の示談の代行サービスのご利用が可能となります)。
2 ゴルフ・カートによる賠償責任担保特約が自動セットされます。

④ 費用に関する補償

特約名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (各補償項目固有)
庭木等 構内構築物 修復費用 担保特約	事故により庭木にも損害が発生した場合に補償します 損害保険金、水害保険金または別宅家財保険金が支払われる場合で、それぞれの事故によって構内の構築物(庭木(枯死した場合)、外灯など)が損害を受け、これを修復した場合	実費 <1事故・1構内につき、10万円限度>	前記「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
バルコニー等 共用部分修理 費用担保特約	マンションのベランダ(共用部分)が破損した場合に補償します 前記(1)~(10)の事故により被保険者が使用・管理する共用部分が損害を受け、管理組合の規約にもとづき、被保険者が自己の費用でこれを修理した場合	実費 <1構内(敷地内)での同一事故による保険金を合算して、10万円が限度>	前記「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
法律相談費用 担保特約	法律相談料を負担した場合に補償します 偶然な事故によって下記1または2の被害が生じたことにより、被保険者が被害の日から1年以内に弁護士に法律相談を行うことにより法律相談料を負担した場合 1 被保険者の被った身体の傷害 2 居住の用に供する住宅または生活用動産の破損等	弊社の同意を得て支出した法律相談料の額 <1事故につき、5万円限度>	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・自殺行為、闘争行為、犯罪行為等によって被った被害 ・酒酔、無資格、麻薬等を使用しての運転中に被った事故による被害 ・住宅・生活用動産の差押え・収用等、国等の公権力の行使 ・日照権等の住宅の損壊を伴わない事由 ・職務遂行に直接起因する事故 など
弁護士費用等 担保特約	弁護士費用を負担した場合に補償します 偶然な事故によって下記イまたはロの被害が生じたことにより、被保険者()が法律上の損害賠償請求権を有する場合に、被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求を弁護士に委任することにより生じた弁護士費用(弁護士報酬・訴訟費用など)を負担したとき 被保険者(補償の対象となる方)は、被保険者ご本人のほか、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者と生計を共にする同居の親族・別居の未婚(婚姻歴のないこと)の子となります。 イ 被保険者の被った身体の傷害 ロ 本人の居住の用に供する住宅または生活用動産の破損等	弊社の同意を得て支出した弁護士費用の額 <1事故・被保険者1名につき、300万円が限度>	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・自殺行為、闘争行為、犯罪行為等によって被った被害 ・酒酔、無資格、麻薬等を使用しての運転中に被った事故による被害 ・住宅・生活用動産の差押え・収用等、国等の公権力の行使 ・職務遂行に直接起因する事故 など
傷害見舞費用 担保特約	お見舞金を支払った場合に補償します 住宅構内において、訪問者が急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、被保険者がお見舞金を負担した場合	お見舞金実額 1 死亡見舞費用保険金:被災者(傷害を被った訪問者)1名につき10万円 2 後遺障害見舞費用保険金:被災者1名につき後遺障害の程度に応じ、3,000円~10万円 3 入院見舞費用保険金:被災者1名につき5万円(5日以上入院した場合に限りです)	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・自殺行為、闘争行為、犯罪行為、脳疾患、疾病または心神喪失 ・住宅構内の保守・点検、改修等に従事する者の傷害 ・損害賠償金として負担した費用 など
修理費用 担保特約	借戸室に損害を与えた場合に備えます 賃貸住宅で、偶然な事故により住宅建物に損害を受け、被保険者が家主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合(壁、柱、床、はり、屋根、階段等の主要構造部の修理費用を除きます)	実費 - 3,000円 <1事故につき、300万円が限度>	後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。 ・単なる外観上の損傷であって、借戸室の機能に直接関係のない損害 ・借戸室のかし、差押え・収用、自然の消耗等による損害 など

4 費用に関する補償

特約名	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (各補償項目固有)
家賃担保特約	<p>事故によって家賃収入が減少した場合に備えます</p> <p><ワイドプラン> 保険の目的が前記(1)~(3)(5)~(7)または(9)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p> <p><ベーシックプラン> 保険の目的が前記(1)~(3)(5)~(7)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p> <p><エコノミープラン> 保険の目的が前記(1)~(3)の事故により損害を受けた結果、家賃収入が減少したとき</p>	<p>復旧期間内(1)に生じた家賃の損失額</p> <p><この特約のご契約金額(保険金額)または保険価額(2)のいずれか低い額が限度> ただし、ご契約金額(保険金額)が保険価額(2)より低いときは、次の方法で保険金を算出します。</p> <p>復旧期間内(1)に ご契約金額(保険金額) × 生じた家賃損失額 ÷ 保険価額(2)</p> <p>(1) 申込書記載の約定復旧期間を限度とします。</p> <p>(2) 1か月あたりの家賃収入に申込書記載の約定復旧期間を乗じた金額をいいます。</p>	前記「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
ホームヘルパー費用担保特約	<p>ホームヘルパーを雇い入れた場合に補償します</p> <p>事故による傷害のため、医師の指示に基づき入院(入院に準じた状態を含みます)された場合において、被保険者(保険の対象となる方)が行うべき家事を代行するためにホームヘルパーを雇い入れたとき</p>	<p>家族傷害担保特約の入院保険金の支払を受けるべき期間中に被保険者(保険の対象となる方)が負担したホームヘルパー雇入費用から1事故につき自己負担額5千円を差し引いた額</p> <p>ただし、1事故につき(支払限度基礎日額) × (ホームヘルパー雇入日数(家族傷害担保特約の入院保険金を支払うべき日数を限度)が限度)</p>	前記②「家族傷害担保特約」の「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
ホールインワン・アルバトロス費用担保特約	<p>ホールインワンまたはアルバトロス達成時の費用を補償します</p> <p>日本国内の9ホール以上あるゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合に、慣習として費用を支払った場合</p> <p>ゴルフ競技とは、同伴競技者1名以上でパー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。</p>	<p>慣習として支払った下記 ~ の費用の額</p> <p><1事故につき、申込書記載の保険金額が限度> 贈呈用記念品購入費用(貨幣、紙幣、商品券などは除きます) 祝賀会費用 ゴルフ場に対する記念植樹費用 慣習として負担することが妥当と弊社が認めた費用(ただし ~ の費用の合計額の10%が限度)</p>	<p>・被保険者がゴルフ場の経営者または使用人である場合、その経営または従事しているゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを行ったとき</p> <p>・被保険者がゴルフの競技または指導を職業としている場合</p> <p>・ゴルフ場の従業員の目撃等がない場合(キヤディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に立証できるビデオ映像など、弊社所定の資料等が無い場合は補償対象とならないので、ご注意ください)</p> <p>など</p>
建替え費用担保特約	<p>建替え費用を補償します</p> <p>a. 建替え費用保険金 <ワイドプラン> 前記(1)火災~(10)水災の事故により、損害割合が70%以上100%未満となり、損害を受けた建物と同一用途の建物に建替える場合 <ベーシックプラン> 前記(1)火災~(8)盗難の事故により、損害割合が70%以上100%未満となり、損害を受けた建物と同一用途の建物に建替える場合 <エコノミープラン> 前記(1)火災~(4)風災等の事故により、損害割合が70%以上100%未満となり、損害を受けた建物と同一用途の建物に建替える場合</p> <p>b. 取りこわし費用保険金 <各プラン共通> 各プランでそれぞれ建替え費用が支払われる場合において、損害を受けた建物を取りこわす場合</p>	<p>a. 建替え費用保険金</p> <p>再調達価額(ご契約金額(保険金額)限度)と損害保険金(水害保険金)の差額</p> <p>b. 取りこわし費用保険金</p> <p>実費 (建替え費用保険金 × 10%が限度)</p>	<p>後記 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合のほか、次の場合に保険金をお支払いいたしません。</p> <p>・前記の損害保険金、水害保険金が支払われない場合</p> <p>・損害が生じた日から2年の期間内に建替えを完了しない場合</p> <p>など</p>

3 各補償項目共通で保険金をお支払いできない場合

次の場合には、補償項目を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- (1) 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)などの故意
- (2) 戦争、内乱、革命、暴動など
- (3) 地震・噴火またはこれらによる津波 <地震火災費用保険金・家族傷害担保特約において天災危険担保特約(家族傷害担保特約用)がセットされた場合には適用しません>
- (4) 核燃料物質などに起因する事故

Q&A

Q. 家庭総合保険を契約すれば、家財の損害も補償されますか?

A. 建物のみのご契約では家財の損害は補償されません。家財を補償するには、建物とは別に家財のご契約金額を定めてご契約いただく必要があります。ご契約もれの無いようにご注意ください。

Q. 家庭総合保険を契約すれば、地震が起きたときにも補償されますか?

A. 家庭総合保険では、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害は補償されません。ただし、地震火災費用保険金はこれらにかかわらず支払われます。地震・噴火・津波による損害を補償するためには、地震保険をあわせてご契約ください。

Q. 地震保険だけを契約したいのですが・・・

A. 地震保険だけをご契約いただくことはできません。家庭総合保険とセットでご契約ください。

Q. 台風で屋根が破損して、損害額は15万円でしたが、補償されますか?

A. 台風など風災による損害の場合は、損害額が20万円以上となった場合に保険金をお支払いしますので、この場合は保険金をお支払いすることはできません。

損害額15万円 < 20万円 保険金はお支払いできません

ただし、「風災等支払方法変更特約(免責金額型 X)」をセットしてご契約した場合は、「損害額-自己負担額(3万円または0円)」を保険金としてお支払いします。この特約をセットして、自己負担額3万円を選択した場合は、12万円を損害保険金としてお支払いします。

損害額15万円 = 自己負担額3万円 = 損害保険金12万円

保険金支払基準を新価(再調達価額)で、ワイドプランをご契約の場合に、セットすることができます。詳しくは3ページをご参照ください。

用語のご説明

契約者【けいやくしゃ】

ご契約の当事者で、保険会社と保険契約を締結する方をいいます。従って契約者は保険契約の申込を行い保険料を支払う方をいいます。

被保険者【ひほけんしゃ】

事故が発生した場合に、ご契約いただく保険・特約で補償を受けられる方をいいます。

保険料【ほけんりょう】

保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

保険金【ほけんきん】

事故により損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。

保険金額【ほけんきんがく】

保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。ご契約金額ともいいます。

自己負担額【じこふたんがく】

ご契約いただいた保険・特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社が保険金をお支払いしない範囲をいいます。ただし、保険契約申込書および保険証券では「免責金額」として記載しています。

2×4工法【ツーバイフォーこうほう】

角材の枠に構造用合板を張ったパネルを組み立てて建物をつくる工法です。厚さ2インチ×幅4インチの断面の部材を多く使うことから、2×4工法 ツーバイフォー工法 と呼ばれています。「枠組壁工法」ともいいます。

在来工法【ざらいこうほう】

柱を垂直に建て、柱と柱を「はり」でつないだ軸組で家の荷重を支える工法です。

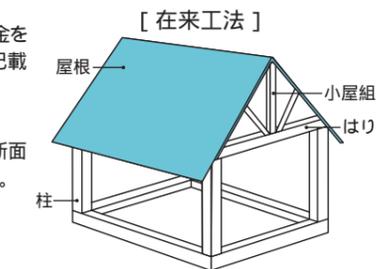
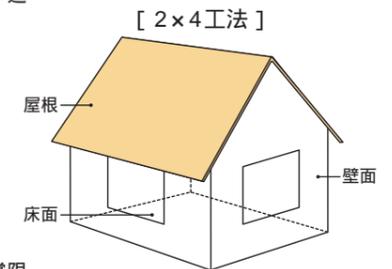
「木造軸組工法」ともいいます。

はり【はり】

柱の上に渡して屋根の重荷を支える構造材のことをいいます。

小屋組【こやくみ】

屋根を支える屋根裏の骨組みをいいます。



契約概要のご説明(家庭総合保険)

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。本書面はご契約に関するすべての内容を記載していません。詳細につきましては、代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、火災をはじめとする様々な偶然な事故により、保険の目的(保険をつけた建物または家財など)に生じた損害に対して保険金をお支払いいたします。
この保険には、補償範囲の異なる3つのプラン(ワイドプラン・ベーシックプラン・エコミープラン)があり、いずれかのプランをご選択のうえ、ご契約いただきます。それぞれのプランの補償内容は、15~21ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。また、地震保険をご契約された場合には、地震などにより保険の目的(保険をつけた建物または家財など)が損害を受けた場合に保険金をお支払いいたします。

(2) 保険金をお支払いする場合(補償内容)

損害保険金・主な費用保険金等のお支払いの対象となる事故、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合につきましては、15~21ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の補償プランにつきましては、申込書にてご確認ください。

(3) 主な特約とその概要 (別に定める保険料をお支払いいただくことによりセットされる特約)

主な特約とその概要につきましては、17~21ページの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください。代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(4) 保険期間(保険のご契約期間)

家庭総合保険の保険期間は、1年から5年までの期間で設定できます。また、1年未満の短期のご契約も可能です。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様の保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。

(注) 保険金の支払基準を「時価」()とした場合は保険期間を1年から36年までの期間で設定できます。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

「時価」(時価額)とは、同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から「使用による消耗分」を控除して算出した金額をいいます。

(5) 引受条件(ご契約金額等)

ご契約いただく保険金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。

ご契約金額(保険金額)の設定

事故が発生した場合には、評価額(再調達価額または時価額)を基準に保険金をお支払いいたします。詳しくは11ページの「ご契約金額(保険金額)の設定について」をご覧ください。

家財のご契約金額(保険金額)

建物のみのご契約では、家財および明記物件の損害は補償されません。家財および明記物件を補償の対象とするためには、建物とは別に家財および明記物件のご契約金額(保険金額)を設定してご契約いただく必要があります。ご契約もれのないようご注意ください。

2 保険料

(1) 保険料は、ご契約金額(保険金額)、保険期間(保険のご契約期間)、建物の所在地・構造等により決定されます。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

(2) 家庭総合保険には、割引が適用できる場合があります。適用できる割引につきましては、7ページの「家庭総合保険の主な割引制度について」をご覧ください。代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

3 保険料の払込方法

保険料の払込方法およびお支払い方法は、以下の方法からご選択ください。

お支払い方法	払込方法	分割払	
		一時払	分割払
口座振替方式			初回保険料
直接集金方式			2回目以降
クレジットカード払方式			- (注1)
			- (注1)

(注1) 2回目以降のお支払い方法は、口座振替方式によるお支払いとなります。

(注2) 分割払は、5%の割増が適用されます。

(注3) 上記の他、長期年払もごさい。また、お勤め先や所定の集団と弊社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、団体扱または集団扱のご契約が可能です。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(注4) クレジットカード払方式は代理店・扱者によっては取扱ができない場合があります。

4 団体扱・集団扱のご契約について

団体扱保険料分割払特約、集団扱保険料分割払特約をセットしてご契約いただけるのは、ご契約者および被保険者(保険の補償を受けられる方)が下表に該当する場合に限りです。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

	団体扱の場合	集団扱の場合
ご契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職された方等	集団の所属員(下記のいずれか) ・集団の構成員(法人・個人を問いません) ・集団に勤務する方(役員・従業員等) ・集団の構成員の事業所に勤務する方(役員・従業員等) 集団自身
被保険者	ご契約者本人	ご契約者の同居の親族
		ご契約者の別居中の扶養親族

なお、保険期間の途中で上記の条件を満たさなくなった場合は、残りの保険料を一括してお支払いいただくことやご契約を解約して新たなご契約をしていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

5 満期返れい金・契約者配当金

家庭総合保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

6 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店・扱者または弊社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳しくは代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

地震保険の概要

地震保険の概要については、6ページの「地震保険の概要」をご覧ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は下記にご連絡ください。

[受付時間:平日AM9:00~PM5:00、土日祝および12/30~1/4を除く]

0120-101-101

おかけ間違いにご注意ください。

ガイドラインに従い、お問い合わせは③、ご相談・苦情は④をプッシュしてください。①・②はお客向けサービス(安心ドリームサービス)の受付他です。

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいはけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

[受付時間:平日AM9:00~PM6:00]

0120-107-808(フリーダイヤル)

おかけ間違いにご注意ください。

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは03-3255-1306をご利用ください。

ご契約いただくお客様へのお願い

保険のご契約者以外に被保険者(保険の補償を受けられる方)がいらっしゃる場合には、その方にもここに記載したことがらをお伝えください。